

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省
直轄工事及び業務の対応について

令和3年1月8日 2予第1922号

大臣官房参事官（経理）から大臣官房統計部長、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、農林水産研修所長、農林水産政策研究所長、各地方農政局長、北海道農政事務所長 あて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直
轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知。以下「5月18日通知」という。別紙）において、受発注者による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については5月18日通知の記の1及び3に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては5月18日通知の記の2及び3に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職から願います。